

【HP 募集要項】

雇用関係の有無	有
業務概要	・漁師として自立できるようになるための、心得から天候確認、漁具整備、水揚げ、選別、出荷、活魚管理 ・海上作業や漁具修理など漁師としての日常の撮影・記録 ・記録した映像などを基に町外への発信や PR 活動
募集対象	① 満年齢45歳までの方 ② 申込み時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、採用決定後、せたな町に住民票を移して移住できる方 ③ 心身が健康である方 ④ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない者 ⑤ 活動期間終了後も継続就労もしくは独立するなど、定住意欲のある方
募集人数	1名
勤務地	西田漁業部(北海道久遠郡せたな町瀬棚区元浦86) 瀬棚漁港 (北海道久遠郡せたな町本町)
勤務時間	原則、週5日間で週40時間以内としますが、天候状況により変動します(労働基準法の規定に準ずる)。
雇用形態・期間	【雇用形態】 せたな町が委嘱する「事業所派遣型地域おこし協力隊員」として町より受託する企業が雇用します。 【任期】 採用日から1年間で、最長3年を限度に再任用が可能です。

給与・賃金等	月額375,000円
待遇・福利厚生	・健康保険・厚生年金等に参加します。 ・任期終了後は、本人の意向により継続雇用も可能です。 ・居住地の支援や家賃補助があります。 ・車両借上費や作業道具等の活動上、必要となるものは補助されます。 ・定住に向けての必要経費(資格取得費等)は補助金があります。
申込受付期間	募集開始の日～2029年3月31日
審査方法	○提出書類 ・履歴書 ・町指定の応募用紙(ダウンロードしてください) ・現在の住民票 ○選考について ①第1次選考 書類選考: 申込み順により書類選考し合否を連絡します。 ※選考後、今後の面接日程等については追ってご連絡いたします。 面接の希望日等がある方は、ご相談ください。 ②第2次選考 第1次選合格者を対象に面接を随時実施します。 (なお、応募者が面接のために必要とする交通費等は個人負担となります。) 提出先 せたな町役場まちづくり推進課まちづくり推進係 〒049-4952 久遠郡せたな町北檜山区徳島 63-1 TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657 URL http://www.town.setana.lg.jp/
参考 URL	※記入不要